

令和7年4月23日
清掃・リサイクル部
砧清掃事務所

収集作業における誤積載について

1 事故の概要

- (1) 発生日時 令和7年3月13日（木）午前8時49分頃（天候：晴れ）
- (2) 発生場所 世田谷区内
- (3) 事故内容 世田谷区（以下「甲」という）砧清掃事務所の職員が、ごみ収集作業中に、集積所として地点登録がされていない事故発生場所にて、乙所有の荷物が入っていた透明ビニール袋を、ごみと勘違いして誤って収集した。その後、清掃工場に搬入し滅失した。
- (4) 相手方等 別紙のとおり

2 事後の対応

- (1) 乙とは誠実かつ公正に示談交渉を行っている。
- (2) 本件事故を踏まえ、改めて職員に対し、集積所の位置及び収集物の確認を徹底し、正確な収集作業を図るよう指導した。今後も事故防止に向けて、継続して職員への指導に努めていく。